

2026 年度後期

修学支援新制度による授業料免除 申請要項

目 次

I. 授業料免除制度について	・・・ P. 2
II. 授業料免除（修学支援新制度）の申請	・・・ P. 3
III. 支援継続中（修学支援新制度）の手続き等	・・・ P. 6
IV. 授業料徴収猶予（本学独自制度）の申請	・・・ P. 9
V. 免除申請に係る Q & A	・・・ P.10
VI. その他	・・・ P.10

I. 授業料免除制度について

日本人学部学生を対象とした授業料免除に関しては、2020 年度より全国統一基準による修学支援新制度（以下、「新制度」という。）により実施しています。当該新制度は、日本学生支援機構による給付奨学金の支給と大学による授業料免除が同時に受けられるもので、どちらか一方のみを受けることを想定していません。（効果的な支援を実施するため、原則、両方へ申請する必要があります。）

支援対象学生は、「学力基準」、「家計基準」、「その他の基準」を基に選考され、一度選定されると大学卒業（標準修業年限内に限る）まで継続して授業料免除等を受けることができます。ただし、毎年実施する適格認定等によって、支援区分の変更や支援の停止・廃止等に該当した場合には、授業料免除等の支援額が変更または停止・廃止されることがあります。

なお、多子世帯に該当する場合、この新制度において、収入状況に関係なく授業料免除が受けられます。多子世帯を対象とする支援を受ける場合も、日本学生支援機構による給付奨学金制度と大学による授業料免除制度の両方に申請を行う必要がありますので、ご注意ください。

～必ずお読みください～

【重要事項】

- **本申請要項は日本人学部学生対象です。**大学院生及び留学生は、適用される授業料免除制度が異なりますので、ご注意ください。
- **新制度による授業料免除申請者で授業料の徴収猶予（納付を一定期間延期する制度）を希望する場合は、別途、2026 年度後期分授業料徴収猶予の申請手続きを行う必要があります。**
- **すでに新制度による授業料免除の申請を行い、支援対象者と認定されている場合は、あらためて申請を行う必要はありません。**ただし、別途新制度の支援継続のための手続きが必要です（P.6 参照）。
- **申請受付期間を過ぎた申請は一切認めません。**
- **申請書類に事実と異なる記載をした場合や、実際にあった収入を申告していないことが判明した場合は許可された免除等を取り消すことがあります。**

II. 授業料免除（修学支援新制度）の申請

1. 申請対象者

日本人学部学生のうち、原則として日本学生支援機構の給付奨学金に申し込んでいる者（申込予定者含む）が対象です。ただし、特別な事情（併用できない民間団体等の奨学金を受給する等）がある者については、給付奨学金の支援は受けず、授業料免除のみ受けることも可能です。（該当の場合は、申請前に学生生活課にご相談ください。）

下記の「2. 学力基準」「3. 家計基準」「4. その他の基準」を満たす者は、全員が授業料の免除を受けることができます。

2. 学力基準

次のいずれかに該当すること。

●学業成績における GPA が上位 2 分の 1 以上であること。

●次のいずれにも該当すること。

・修得単位数が標準単位数（※）以上であること

・学修計画書により学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ 標準単位数とは、「卒業要件単位÷修業年限×申請者の在籍年数」で計算する。

具体的には、2 回生 31 単位、3 回生は 62 単位、4 回生は 93 単位を修得していることを要する。

（こども教育専修プログラムについては、2 回生 34 単位、3 回生は 67 単位、4 回生は 100 単位を修得していることを要する。）

3. 家計基準

「収入に関する基準」及び「資産に関する基準」のいずれにも該当する必要があります。

① 収入に関する基準

学生及びその生計維持者（原則父母。詳細は 8 ページを参照）のそれぞれについて以下の算式により算出した額を合算した額（減免額算定基準額）が下表のいずれかの区分に該当すること。

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

区分	減免額算定基準額	授業料免除額
第Ⅰ区分 第Ⅰ区分（多子世帯）	100 円未満	全額免除（267,900 円）
第Ⅱ区分 第Ⅱ区分（多子世帯）	100 円以上～25,600 円未満	2/3 免除（178,600 円）
		全額免除（267,900 円）
第Ⅲ区分 第Ⅲ区分（多子世帯）	25,600 円以上～51,300 円未満	1/3 免除（89,300 円）
		全額免除（267,900 円）
第Ⅳ区分（多子世帯）	513,00 円以上～154,500 円未満	全額免除（267,900 円）
多子世帯	———	全額免除（267,900 円）

※日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」を用いて、収入基準をみたく大まかに確認できます。

（シミュレーション結果は、実際に認定される区分とは異なる場合があります。また、本シミュレーターで支援区分外と判定されたからといって、申請を妨げるものではありません。）



② 資産に関する基準

学生及び生計維持者の保有する資産の合計が、第Ⅰ～第Ⅳ区分（多子世帯を含む）の場合は 5,000 万円未満、「多子世帯」のみの場合は 3 億円未満であること。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属	投資用資産として保有する金・銀等 ※宝石（指輪等）は含まない。

4. その他の基準

① 国籍・在留資格等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ・日本国籍を有する者
- ・法定特別永住者として本邦に在留する者
- ・永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ・定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で、将来永住する意思を有する者
- ・家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者で、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思を有する者
 - (a) 日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業した者
 - (b) 小学校等を卒業する年齢（12 歳）の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業した者

② 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ・高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が 2 年を経過していない者
- ・高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度の初日から認定試験に合格した年度の末日までの期間が 5 年を経過していない者であって、合格した年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が 2 年を経過していない者
- ・「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20 歳に達した年度の翌年度の末日までに大学等へ入学した者

5. 申請受付日・申請窓口

下記の案内に従い申請してください。

【申請方法】

申請書を準備の上、以下のいずれかの方法により、日本学生支援機構給付奨学金の申請書類とあわせて、学生生活課学生支援係に提出してください。申請にあたっては、必ず「2026 年度第 2 次 日本学生支援機構（学部）奨学金申込手続の案内」もあわせてご確認ください。

●窓口での申請

申請書類を申請受付期間に学生生活課学生支援係窓口（F 棟 1 階）まで提出してください。

●郵送での申請

日本学生支援機構の給付奨学金申請書類とあわせて、下記送付先まで郵送にて提出してください。（下記申請受付期間内に必着のこと。）送付の際は、封筒の表に「日本学生支援機構第 2 次採用申請」と朱書きし、レターパックや簡易書留など記録の残る方法で郵送してください（重要な個人情報の送付となるため）。

また、郵送後はその旨学生生活課へメールでお知らせください。メールの件名は「奨学金第 2 次採用申請（学部）」とし、本文に学籍番号と所属と氏名を明記してください。

書類到着後、受付した旨をメールに返信してお知らせします。なお、書類受付に数日かかる場合があります。書類発送後 1 週間以上連絡が無い場合は照会してください。

◎ 送付先： 〒630-8506 奈良市北魚屋西町 奈良女子大学 学生生活課学生支援係 宛

メール送信先： syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp

【申請書類】

●大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A 様式 1)

※ 申請書様式は奨学金申請書類と一緒にお渡しします。

Excel 形式のファイルが必要な場合は、大学 HP から各自でダウンロードしてください。

大学 HP： <http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/new.htm>



【受付期間】 9 月 10 日（木）～ 9 月 18 日（金）

10 月 15 日（木）～10 月 26 日（月）

※「2026 年度第 2 次 日本学生支援機構（学部）奨学金申込手続の案内」を確認の上、給付奨学金に係る申請書類もあわせて提出してください。

【注意事項】

1. いかなる理由があっても、申請受付期間を過ぎての申請は受理しません。
2. 申請書の記入例を必ず確認の上、記入誤りや記入漏れ等のないように注意してください。
3. 選考期間中に書類不備や確認が必要な事項が見つかった場合は、申請受付後でも追加の書類を求めたり事実を確認したりすることがあります。学生生活課から連絡があった場合は、速やかに対応してください。
(学生支援係の電話番号（11 ページの問い合わせ先のとおり）を登録いただき、不在着信にお気づきの際は折り返しご連絡ください。)
4. 申請書は各期で様式が変更となる場合がありますので、期をまたいで使用しないようにしてください。

5. 申請書の Excel 版や Word 版に入力して作成する場合は以下の点に注意してください。

- ・該当する部分に○をつけたり、□にチェックをつけたりする箇所に記入漏れがないようにすること
- ・シートの大きさ等を変えないように作成すること

6. 選考結果

日本学生支援機構給付奨学金の認定の結果とあわせて通知します。

7. その他

- ・申請後は選考結果が通知されるまで授業料の徴収が猶予されますので、授業料は納付しないでください。
- ・選考の結果、全額免除とならなかった場合は、結果通知時にお知らせする方法に従って大学が定める日までに納付してください。
- ・新制度の審査結果が出る時期に関係なく、授業料徴収猶予を受けたい場合は、別途、2026 年度後期分授業料徴収猶予の申請手続きを行う必要があります。授業料徴収猶予については、9 ページをご確認ください。
- ・これまでにすでに新制度による授業料免除の申請を行い、現在支援対象者と認定されている場合は、あらためて申請手続きを行う必要はありません。ただし、新制度で継続して支援を受けるために必要なお手続きがありますので、「Ⅲ. 支援継続中（修学支援新制度）の手続き等」をご確認ください。
- ・別途、給付奨学金の申請の手続きも行ってください。授業料免除及び授業料徴収猶予に関する審査結果は、日本学生支援機構給付奨学金の認定の結果とあわせて通知します。

Ⅲ. 支援継続中（修学支援新制度）の手続き等

1. 支援の継続

本年度前期までにすでに新制度による授業料免除の申請を行い、現在支援対象者と認定されている場合は、あらためて申請手続きを行う必要はなく、原則、大学卒業（標準修業年限内）まで支援の対象となります。

ただし、新制度により継続して支援を受けるためには、在籍報告（年に 1 回（4 月））の手続きが必要です。在籍報告の手続きを行わないと、当該期以降の支援を受けることができなくなりますのでご注意ください。

また、日本学生支援機構及び本学において、家計状況や学業成績の確認（適格認定）を行い、その結果に基づいて、支援区分の変更、支援の停止、認定の取消等を行います。適格認定による支援区分の判定結果は、4 月（前期）と 10 月（後期）にメール等にてお知らせする予定です。

新制度に関するお手続きの案内や、適格認定実施後の支援区分については、Campus-Xs やメール等で案内を行います。必要な手続きが行われなかった場合、奨学金の支援が終了する恐れもありますので、十分に注意をしておいてください。

【 適格認定について 】

- ①収入及び資産状況について： 在籍報告で報告された生計維持者及び奨学生本人の資産額や扶養家族の状況及びマイナンバーによる取得した住民税等情報に基づき、支援区分の見直しが行われ、10 月以降の支援区分が決定されます。
- ②学業成績について： 毎年年度末に 1 年間の学業成績を確認し、翌 4 月以降の支援について、必要な措置がとられます。

2. 認定の取消し、効力の停止等について

支援を受けている者が懲戒による退学や停学となった場合や休学等により学籍に変更が生じた場合、在留資格に変更が生じた場合等は、以下のとおり認定の効力が変更されます。

効力の変更	内容
認定の取消	処分日の属する学年の初日に遡って認定の効力を失う
効力の停止	一定期間支援を停止し、停止事由がなくなれば支援を再開する

① 休学した場合

正規の手続きにより休学した場合には、当該期間は認定の効力が休止となりますので、支援期間（最大 4 年）に通算しません。しかし、休学により在学期間が延長される場合でも、支援を受けることができるのは修業年限に相当する月数となります。なお、休学中は支援制度による授業料免除を受けることはできませんが、本学の制度により、授業料が免除される場合があります。（学期の途中から休学される場合、授業料の納付が必要となる場合がありますので、ご注意ください。）

例）大学 3 年の 10 月から休学して翌年 4 月に復学し、卒業期が 1 年延びる場合（大学には 5 年在籍）

➡ 休学中は支援が休止し、復学から在籍 5 年目の 9 月まで支援が継続します。（大学には 5 年間に在籍することになるが、支援を受けられるのは休学中を除く 4 年間のみとなります。）

※ 休学（復学）した場合の支援停止（支援再開）の始期及び終期について

休学（復学）が月の初日から → 当該月から支援を休止（復活）する

休学（復学）が月の 2 日以降 → 当該月の翌月から支援を休止（復活）する

② 懲戒処分を受けた場合

支援対象者が懲戒処分（退学、停学、訓告）を受けた場合、認定取消または認定の効力を一定期間停止することがあります。なお、認定の取消に該当する場合には、遡及的に認定が取り消されるため、すでに免除された授業料等を納付していただく場合があります。

③ 早期卒業、除籍、自主退学等により学籍を離れた場合

支援対象者が修業年限を満了する前に学籍を離れた場合、下記のとおり支援を受ける資格を失います。

学籍を失った日が月の初日 → 当該月の前月までで支援が終了

学籍を失った日が月の 2 日以降 → 当該月までで支援が終了

※ 学籍を離れた後に他大学に編入学する場合、一定の要件を満たせば再度支援を受けることができます。

④ 在留資格が変更になった場合

日本人の配偶者、永住者の配偶者、永住の意思のある定住者等については、在留期間に制限がありますので、継続手続き（在籍報告）の際に在留資格の要件を満たしているか確認します。要件を満たさなくなった場合、その間認定の効力が停止されますが、再度要件を満たすようになれば支援が再開されます。

⑤ 申出による辞退の場合

支援対象に認定された者が、何らかの理由により、ある月以降の授業料免除を希望しない場合、学生生活課へ申し出ることで、希望する月以降の認定の効力を停止することができます。また、当該停止の解除を申し出ることで、希望する月から支援を再開することができます。

3. 各種変更手続きについて

支援継続中に以下の事情が生じた場合、変更の届出が必要になりますので、大学 HP から様式をダウンロードの上、学生生活課学生支援係までご提出ください。なお、給付奨学金受給中における各種手続きは別途必要になりますので、日本学生支援機構の給付奨学金に関する書類をご確認ください。

- ・ 国籍・在留資格が変更になった時
- ・ 生計維持者が変更になった時
- ・ 授業料等の減免を受ける理由がなくなった時（一時的に支援を停止したい時）
- ・ 上記で停止していた支援を再開したい時

【入手先】

大学 HP : <http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/new.htm>



4. 家計急変による申請について

家計基準を満たしていない場合でも、特定の理由によって家計が急変し住民税情報に反映される前に支援を必要とする場合、事由発生から3ヶ月以内に申請を受け付け、急変後の所得見込が要件を満たしていれば、支援対象に認定されることがあります。ただし、家計急変による申請においても、学力基準、資産に関する基準、その他の基準は満たしている必要があります。家計急変による申請を希望される場合は、学生生活課学生支援係までご相談ください。なお、家計急変により支援対象に認定されると、適切な支援を行うため3ヶ月毎に収入等の状況を確認します。

【家計急変による申請が可能となる事由】

- ・ 生計維持者の一方又は両方が死亡
- ・ 生計維持者の一方又は両方が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難
- ・ 生計維持者の一方又は両方が失職（非自発的失業の場合に限る。）
- ・ 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災したことで、上記のいずれかに該当する、または生計維持者の一方又は両方が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- ・ 本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の定める施設等へ入所等することとなった

5. その他

① 生計維持者について

学生等の「生計を維持する者」に該当する者については、以下を参考にしてください。

- i) 父母がいる場合 …… 収入の有無等を問わず父母共に生計維持者となる。
ひとり親の場合は、父又は母が生計維持者となる。

※ 父母どちらか又は両方が単身赴任（海外への赴任含む）をしている場合、学生本人が実家を離れて生活している場合など、生活を共にしていなくても、生計維持者は原則として父母となる。

※ 父母が離婚調停中の場合、原則として父母ともに生計維持者となるが、一方と同一生計であると認められない事由があれば、どちらか1名が生計維持者となる。

※ 父母が離婚し、父（又は母）とその再婚相手と共に生活している場合、養子縁組を行っていない場合でも、生計維持者は父（又は母）とその配偶者となる。ただし、学生本人がその配偶者と養子縁組を行っていない場合の「親権者」は、父（又は母）の1人となる。

- ii) 父母がいない場合 …… 父母に代わって生計を維持している者がいる場合は、その者が生計維持者となる（学費や生活費を支援している叔父等）。該当者がいない場合は、学生等本人が生計維持者となる。

※ 父母以外を生計維持者とする場合には、生計維持者は該当する 1 名となる。

- iii) 社会的養護を必要とする者 …… 父母の有無を問わず、学生等本人が生計維持者となる。

② 家計急変による申請における非自発的失業について

家計急変による申請における非自発的失業とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、次表の離職事由に該当することを言います。これに該当しないときは、家計急変による授業料免除等に申請することはできません。

○非自発的失業に該当する場合

11（1A）解雇（1B 及び 5E に該当するものを除く）
12（1B）天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21（2A）特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年以上雇止め通知あり）
22（2B）特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年未満等更新明示あり）
23（2C）特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間 3 年未満等更新明示なし）
31（3A）事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32（3B）事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33（3C）正当な理由のある自己都合退職（3A、3B 又は 3D に該当するものを除く）
34（3D）特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 6 月以上 12 月未満）

IV. 授業料徴収猶予（本学独自制度）の申請

1. 制度概要

徴収猶予申請は許可された者に対し前期は 8 月末、後期は 2 月末まで授業料の徴収を猶予する本学独自の制度であり、修学支援新制度による授業料免除制度との併用が可能です。修学支援新制度へ申請した場合、選考結果が通知されるまでは授業料の徴収が猶予されますが、選考の結果、全額免除とならなかった場合は、選考結果通知と一緒にお届けする案内に従い、速やかに納付いただく必要があります。しかし、授業料徴収猶予の申請を行い許可された場合、後期分の授業料は 2 月末まで徴収が猶予されます。

授業料徴収猶予の申請を希望する場合は、本学 HP から「2026 年度後期分 授業料徴収猶予申請要項（徴収猶予のみ申請者 対象）」をよく確認の上、期限内に申請を行ってください。なお、修学支援新制度と授業料徴収猶予制度の両方に申請する場合、「2026 年度後期分 授業料徴収猶予申請要項（徴収猶予のみ申請者 対象）」に記載の内容に関わらず、審査結果は日本学生支援機構給付奨学金の認定結果とあわせて通知します。

※修学支援新制度への申請期間と徴収猶予への申請期間は異なりますので、十分ご注意ください。両制度とも、申請受付期限後の申請は一切受け付けられません。

【要項等の入手先】

大学 HP : <https://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/>



V. 免除申請に係る Q & A

例年よく質問があるものについてまとめています。

何かわからないことがある場合は、下記の Q & A を確認してみてください。

それでもわからない場合は、P11 に記載の〔問い合わせ先〕にご連絡ください。

Q1. 申請書類はどこでもらえますか？	A1. 所定の期間内に、学生生活課学生支援係窓口もしくは郵送で配布します。詳細は、本学HPや学内掲示板から「2026 年度後期 日本学生支援機構奨学金 学部・大学院第2次採用の募集」の案内を確認してください。 〔掲載場所〕 大学 HP → 学生生活 → 奨学援助▶修学支援新制度について 
Q2. 申請期間中にどうしても大学に行けない場合はどうすればいいですか？	A2. 窓口での受付のほか、郵送でも必要書類の配布および申請受付を行いますので、そちらをご利用ください。いずれの方法でも必ず申請期間内に提出してください。
Q3. 修学支援新制度における基準を満たしていない場合、授業料免除を申請することはできないのですか。	A3. 修学支援新制度の申請要件を満たしていない場合、授業料免除の申請を行うことはできません。ただし、家計基準及び学力基準を満たしているかについては、審査の過程で確認を行いますので、必ずしも基準を満たしていないと申請できないわけではありません。 また、修学支援新制度の申請要件を満たさない場合でも、学内制度の授業料徴収猶予に申請可能な場合があります。
Q4. 授業料免除を申請した結果、全額免除とならなかった場合はすぐに授業料を支払わないといけませんか。	A4. 選考の結果が全額免除とならなかった場合には、結果通知時に授業料の納入時期をお知らせします。なお、授業料免除の申請と併せて「授業料徴収猶予」を申請し、許可された場合は、授業料の支払いは2月末まで猶予されます。

VI. その他

- ・要項をよく読んで、余裕を持って申請書類の準備をしてください。
- ・何かわからないことがあれば、下記の〔問い合わせ先〕までご連絡ください。

※ 平日の 9：00～17：00 の間でお問い合わせください（土日祝休業）。

〔問い合わせ先〕

奈良女子大学

学生生活課学生支援係（F 棟 1 階）

TEL：0742-20-3258 / 0742-20-3550

Mail：syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp